

(5) 原告は、これまで、暴力団の構成員や準構成員になったことはないし、暴力団に何事かを依頼したこともなく、寄附、会費、手数料、謝礼金名目の如何を問わず、暴力団を賛助、支援する類の支払いをしたこともない。

(6) 以上のとおりどのようにみても、原告は「暴力団関係者」ではないし、「特殊知能暴力集団」に属する者でもない。本件記事の「真実性」は、とうてい認められない。

2 被告の誤信についての相当性の有無

(1) 前記のとおり原告は、「暴力団関係者」ではないし、「特殊知能暴力集団」に属する者でもないから、本件各記事の真実性は否定される。そこで、被告がこれを真実と誤信したことに相当の理由があるといえるかが問題となる。しかし以下のとおり、相当の理由はない。

(2) 被告は長崎県下における有力新聞社であって、その発行する「長崎新聞」は、発行部数も多く、長崎県下における影響力は絶大である。よって、人の名誉を毀損する記事を掲載するについては、慎重な取材が必要なことは、言うまでもない。判例・学説は、記事を掲載するには十分な裏付け調査が必要としており、特段の裏付け調査を必要としないのは、

(ア) 捜査当局の正式な発表に基づくものであること。

(イ) 当時の状況下においてその発表に疑いを入れる特段の事情がないこと。

の2要件を満たした場合であるとしている。それ以外の場合は、相当慎重な裏付け調査が必要である。

本件の場合、捜査当局の正式な発表があったわけではない。よって上記の要件を満たさない。そこで、被告のした裏付け調査の程度、内容等の吟味が必要となる。

(3) 本人取材の欠缺。

「相当性」の判断について、本人取材の有無が重要な要素となることは、多くの裁判例が判示するところである。例えば、東京高裁判決平成4年3月30日 判例時報1417号67頁は、「・・・当時、控訴人に取材してみたところで本件記事に係る事実を控訴人が認める見込みはなかったとする被控訴人の指摘も一応もつともなことのようと思われるのであろうが、だからといって、相手方取材をしなくてよいということになるわけではない。」と判示しているし、また東京高裁判決平成13年7月18日 判例時報1761号55頁は、「太郎が控訴人からの反対取材を拒否していたことは、被控訴人が控訴人から本件番組の放送について承諾を得ず、また、反対取材をしなかったことを何ら正当化するものではない。」と判示している。本人取材のない記事は、原則として相当性が否定されるべきである。まして本件の場合は、原告が

取材を拒否していたわけではないし、取材拒否の姿勢を示していたわけでもない。そして「暴力団関係者」とか「特殊知能暴力集団」という表現は多分に評価的要素を含む吉葉であるから、取材すべきは、その判断の要素とすべき基礎事実である。単にある特定の事実の有無ではない。従って、原告に対する本人取材をしていれば、「暴力団関係者」あるいは「特殊知能暴力集団」に属する者との判断を否定するいくつかの基礎事実を知り得たはずである。それを怠った被告の記者の落度は重大である。

(4) 多角的取材の欠缺。

被告は、もっぱら警察関係者から取材したにすぎない。複数の警察関係者から取材したとしても、同質の者からの取材であるから、裏付け取材としては不十分である。より多角的な取材が必要である。この趣旨を判示したのが、横浜地裁判決平成7年7月10日 判例時報1558号81頁である。即ち、「報道するについて、被告本社社会部及び横浜支局において、警視庁等公安当局、神奈川県警、原告の周辺等を一応取材したものとみとめられるが、(c) 及び (d) の事実について、神奈川県警等からの公式の発表がない以上、たとえ、被告社会部等の記者が捜査当局から直接その旨の情報提供を受けたとしても、被告において、これらの事実につき、被告独自の裏付け調査を行った上で記事を作成すべきであり、本件においては、右認定に係る被告の取材の全経過を参酌しても、被告が右裏付け調査を十分に行ったとは認め難いから、被告において、これらの事実を真実であると信じるにつき相当の理由があるとは認められないというべきである。」と判示している。この事例では、警視庁や神奈川県警及び原告の周辺を取材しているが、なお独自の裏付け調査が不十分とされた。本件では、もっぱら警察関係の取材のみであるから、多角的な裏付け調査が欠けていることは明白である。

(5) 取材の杜撰さ。

① 被告の記者は、警察官等から取材したといっても、その取材の内容は、三段論法の結論部分のみであって、「暴力団関係者」や「特殊知能暴力集団」と判断すべき基礎事実のたんねんな取材をしていない。普通ならば、基礎事実をひとつひとつ集積して、そのうえで判断を下すべきものである。そのための取材努力をほとんどしていないのであって、誠に杜撰というほかない。

② 被告の記者は、その判断の基礎としたという前記の器物損壊事件、傷害致死幫助事件については、刑事記録の調査をしておらず、またその具体的内容(動機、態様等)の詳しい調査も怠っている。銃弾の撃ち込み事件についても同様である。これらの事件の内容も、もう少したんねんに調査していれば、これらの事件が、原告を「暴力団関係者」や「特殊知能暴力集団」に属する者と極めつける根拠となり得ないことは理解できた。

(6) 以上のとおり、本人取材を欠きまた多角的な裏付け調査を行わず、中途半端で

杜撰な取材しかしていない本件に、「相当性」を認めることは、とうてい不可能である。

3 謝罪広告の必要性

本件記事の掲載によって、原告の前記「16 審館」の事業にマイナスの影響がでてい
るし、また海洋資源開発協同組合の環境保全関係の事業も同様である。原告の名誉・
信用を回復するには、被告の謝罪広告が不可欠である。